

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3001
規制改革事項	外国人公認会計士が、日本国内において業務を行うために必要な、内閣総理大臣の承認制の緩和
提案地方公共団体等名	愛知県、奈良県、大阪府
意見の要点	<p>日本の資格を持たない外国人会計士による業務を実現することが可能か。</p> <p>主管官庁の回答内容を鑑みると、分類番号は ではないか。</p> <p>会計基準は国際的に統一の方向にあり、外国人公認会計士の日本国内における業務の円滑化を一層推進する観点から、規制緩和すべき。</p> <p>日本国の法令知識の習得については、日本の監査法人等で一定期間実務研修を行うこと等で担保できないか。</p>
意見に対する回答	<p>我が国では、外国人公認会計士に対しての公認会計士業務は幅広く認められているところである。外国人公認会計士による我が国企業に対する監査上のニーズを承知していないことから、 ではなく としたものであって、この点について具体的なニーズがあれば、消費者・投資家保護等の要請を踏まえて検討することができるとの趣旨である。</p> <p>EUにおいては、国際会計基準の導入を2005年に導入するなど、会計基準の国際的な統一の方向が検討されていることはご意見のとおりであるが、我が国において我が国企業に対して監査証明業務を行うに際しては、投資家等の保護の観点から、会計基準のみならず日本国の法令について相当の知識が必要である。なお、既に回答したとおり、外国監査法人と我が国監査法人との提携関係が進み、敢えて外国公認会計士が我が国の公認会計士資格を取得する必要性がなくなったこと等から昭和51年以降承認申請がなされていないものと考えられる。</p> <p>さらに、我が国において、試験により公認会計士資格の認定を行う一方で、外国で公認会計士に相当する資格を有する者に承認制を緩和して、例えば「届け出」でよいとしたような場合、内国人に比して外国人を優遇するという意味で、内外逆差別を惹起するほか、比較的資格取得が容易な外国で日本人が資格を取得した場合、資格承認制度が本来の趣旨とは異なる結果を招く恐れがある。</p> <p>(注) 現在、諸外国において、日本の公認会計士に対して、届け出のみをもって公認会計士資格を与えているところはないと承知している。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3010
規制改革事項	投資信託の特定資産の範囲拡大
提案地方公共団体等名	山梨県
意見の要点	投資信託の特定資産の範囲拡大について、全国ベースで実現されるよう検討願います。
意見に対する回答	<p>投資信託は、投資者から集めた資金を主として特定資産で運用するための仕組みであり、中小企業等投資事業組合の持分権につきましては、投資信託委託業者の適格性の確保、その資産の取引形態や市場の状況、投資家のニーズなどを総合的に検討し、投資信託を通じて投資者による当該資産への投資を容易にする必要があると認められる場合には、これを全国ベースで特定資産の範囲に含めることとしたいと考えております。</p> <p>具体的には、次期通常国会に提出を予定している投信法改正案とあわせて検討し、その検討結果を踏まえて、所要の措置を講じることとしたいと考えております。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3010
規制改革事項	投資信託の特定資産の範囲拡大
提案地方公共団体等名	大阪市
意見の要点	投資信託の特定資産の範囲拡大について、今後の検討内容、スケジュールをお示しください。
意見に対する回答	<p>投資信託は、投資者から集めた資金を主として特定資産で運用するための仕組みであり、中小企業等投資事業組合の持分権につきましては、投資信託委託業者の適格性の確保、その資産の取引形態や市場の状況、投資家のニーズなどを総合的に検討し、投資信託を通じて投資者による当該資産への投資を容易にする必要があると認められる場合には、これを全国ベースで特定資産の範囲に含めることとしたいと考えております。</p> <p>具体的には、次期通常国会に提出を予定している投信法改正案とあわせて検討し、その検討結果を踏まえて、所要の措置を講じることとしたいと考えております。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3010
規制改革事項	投資信託の特定資産の範囲拡大
提案地方公共団体等名	大阪府
意見の要点	中小企業等投資事業組合の持分権を投資信託の特定資産の範囲に含めることについての検討内容をご教示いただきたい。また、著作権等の知的財産権をこれに含めることについてもご教示いただきたい。
意見に対する回答	<p>投資信託は、投資者から集めた資金を主として特定資産で運用するための仕組みであることから、中小企業等投資事業組合の持分権につきましては、投資信託委託業者の適格性の確保、その資産の取引形態や市場の状況、投資家のニーズなどを総合的に検討し、投資信託を通じて投資者による当該資産への投資を容易にする必要があると認められる場合には、これを全国ベースで特定資産の範囲に含めることとしたいと考えております。</p> <p>具体的には、次期通常国会に提出を予定している投信法改正案とあわせて検討し、その検討結果を踏まえて、所要の措置を講じることとしたいと考えております。</p> <p>なお、知的財産権につきましては、「知的財産戦略大綱」において、市場における価値評価手法の確立などについて2005年度までに結論を得ることとされているところですが、投資信託は、投資者から集めた資金を運用するための仕組みであることから、これらを踏まえて検討していくべきと考えます。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3020
規制改革事項	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化
提案地方公共団体等名	大阪府
意見の要点	<p>分類番号は (全国的に対応)ではないのか。</p> <p>上記の提案事項について、本年度中に全国ベースで実施できない場合は、特区において、先行的・試験的に実施したい。</p>
意見に対する回答	<p>有価証券化の検討については、金融審議会の検討結果や「知的財産戦略大綱」に基づく知的財産の流通の促進についての結論を踏まえて行うこととなるので、検討の期限を明確に設けることは難しいことをご理解いただきたい。</p> <p>特区において、知的財産権の信託受益権の有価証券化を先行的・試験的に実施するという提案については、知的財産権の信託受益権の有価証券化した場合、その流通が特区内に限定されず、全国的に転々流通することが考えられることから、一部の地域のみで証券取引法上の有価証券とみなすことは、投資家保護の観点等から困難と考えている。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3030、3040
規制改革事項	信託できる財産に「知的財産権」を追加 信託業への異業種参入（銀行以外の企業も信託業に参入可能とする）
提案地方公共団体等名	大阪府
意見の要点	分類番号は（全国的に対応）になるのではないかと。 本年度中に全国ベースでの規制緩和ができない場合には、特区において先行的・実験的に実施し、全国に波及されることも検討される必要がある。
意見に対する回答	現在、金融審議会において、信託会社の在り方を含めた信託取引の一般的なルール整備について、検討を行っているところであり、現時点において対応策、対応時期を明確にすることは困難であることをご理解いただきたい。 知的財産権を信託できる財産に追加すること及び信託業への銀行以外の企業の参入の在り方については、信託業の健全性を確保し受益者の保護を図る観点から、結論が得られた場合には全国的な対応となるものであり、特区において先行的・実験的に実施するという性質のものではないと考える。
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3030
規制改革事項	信託できる財産に「知的財産権」を追加すること
提案地方公共団体等名	仙台市
意見の要点	検討内容、スケジュール等を明確にしてほしい。
意見に対する回答	現在、「規制緩和3か年計画」(平成13年3月30日)を踏まえ、金融審議会第二部会の「信託に関するワーキンググループ」において、信託業法上の信託会社の在り方を含めた信託取引の全般的なルール整備について、論点が多岐にわたることもあり中期的な観点で検討を行っているところであり、「知的財産戦略大綱」を踏まえ、知的財産の市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進されるよう、特許等の流動化について、遅くとも2005年度までに結論を出すべく、知的財産権を信託の対象となる財産に追加することについて検討していくこととしている。
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 2 0 0
規制改革事項	特定の被保険者のみを対象としたキャプティブ保険業務を「保険業」に追加
提案地方公共団体等名	名護市
意見の要点	<p>回答では「特定の者を対象として保険業を行うキャプティブは、保険業法の規制の対象外であり、現在でも設立することが可能」となっているが、わが国の企業が海外に赴くことなく国内においてメリットのあるキャプティブを可能とする制度の創設が必要と考える。</p> <p>そのためには、法律においてキャプティブが可能である旨明文化する必要があると考える。</p> <p>又、保険業法に基づいて設立された保険会社がキャプティブに出再した場合、その部分の責任準備金の積立てを免除することについて認めていただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>前回回答のとおり、保険業法は、不特定の者を相手方とする保険業について、保険契約者等の保護を図ることを目的として、経営の健全性や業務の適切な運営等を確保するための規制を設けているものであり、特定の者を相手方とする保険業は、法律の趣旨に鑑み、保険業法の規制の対象外としているものである。</p> <p>したがって、仮に設立しようとするキャプティブが特定の者を対象として保険業を行うものであれば、保険業法の規制の対象外となり、現在でも設立することは可能である。</p> <p>なお、保険会社が出再（再保険）をする場合に、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、例えば、再保険を受ける者が破綻した場合には、出再した保険会社の経営やその保険会社の保険契約者に影響を及ぼすこととなること等から、再保険を受ける者が適切な規制や監督を受けていることが必要である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 2 0 1
規制改革事項	保険会社の最低資本金額の引下げ
提案地方公共団体等名	名護市
意見の要点	<p>回答では「特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制の対象外であり、最低資本金額の規制は適用されない」とあるが、我が国の企業が海外に赴くことなく国内においてメリットのあるキャプティブを可能とする制度の創設が必要と考える。</p> <p>そのためには、キャプティブが可能である旨法律において明文化するとともに、最低資本金の金額についても明文化する必要があると考える。</p>
意見に対する回答	<p>前回回答のとおり、仮に設立しようとするキャプティブが特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制の対象外であり、最低資本金額の規制は適用されないものであり、最低資本金の金額を明文化する必要はない。</p> <p>また、特定の者を対象とするキャプティブを保険業法に位置づけることについては、管理コード3 2 0 0 (特定の被保険者のみを対象としたキャプティブ保険業務を「保険業」に追加)の回答のとおりである。</p> <p>なお、仮に設立しようとするキャプティブが不特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制に従うことが必要である。この場合に、最低資本金額の規制に特例を設けることについては、通常の保険会社に比べて破綻の蓋然性が高まるため、保険契約者等の保護に問題が生じることとなる。</p> <p>また、特定の地域に限定して特例を設けることについても、当該特定地域内に設立されたキャプティブによるサービスの提供先は、金融商品一般と同様、当該特定地域内に限定されることなく全国に広がり得るものであり、規制を緩和した結果問題が生じた場合の影響も全国に広がり得るものであり、適当ではない。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 2 5 0
規制改革事項	ソルベンシー比率の引下げ
提案地方公共団体等名	名護市
意見の要点	<p>回答では「特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制の対象外であり、ソルベンシーマージン基準は適用されない」とあるが、我が国の企業が海外に赴くことなく国内においてメリットのあるキャプティブを可能とする制度の創設が必要と考える。</p> <p>そのためには、キャプティブが可能である旨法律において明文化するとともに、ソルベンシーマージン基準についても明文化する必要があると考える。</p>
意見に対する回答	<p>前回回答のとおり、仮に設立しようとするキャプティブが特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制の対象外であり、ソルベンシーマージン基準は適用されないものであり、ソルベンシーマージン基準を明文化する必要はない。</p> <p>また、特定の者を対象とするキャプティブを保険業法に位置づけることについては、管理コード3200（特定の被保険者のみを対象としたキャプティブ保険業務を「保険業」に追加）の回答のとおりである。</p> <p>なお、仮に設立しようとするキャプティブが不特定の者を相手方とするものであれば、保険業法の規制に従うことが必要である。この場合に、ソルベンシーマージン基準に特例を設けることについては、通常の保険会社に比べて破綻の蓋然性が高まるため、保険契約者等の保護に問題が生じることとなる。</p> <p>また、特定の地域に限定して特例を設けることについても、当該特定地域内に設立されたキャプティブによるサービスの提供先は、金融商品一般と同様、当該特定地域内に限定されることなく全国に広がり得るものであり、規制を緩和した結果問題が生じた場合の影響も全国に広がり得るものであり、適当ではない。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3301
規制改革事項	取引所の株式保有割合
提案地方公共団体等名	名護市
意見の要点	<p>証券取引所の公共的性格は、株式保有割合の規制(5%)がなくても維持できるのではないかと。海外の取引所ではこのような規制がない場合が多い。</p> <p>既存の証券取引所まで影響を及ぼすことなく、持株会社や海外との資本提携などの新しい形態での取引所設立を目指すという、構造改革特区の趣旨にあった提案である。</p>
意見に対する回答	<p>証券取引所の株式保有制限を課していない国があることはご指摘のとおりであるが、我が国においては、平成12年に証券取引所の株式会社化を導入する際に、証券取引所の公共的性格に鑑み、証券取引所の運営が特定株主の影響されることを防止する観点から、株式保有制限を課することが適当と判断されたものであり、特区といえども特例を認めることは適当ではないものと考えている。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3320、3321、3325
規制改革事項	英語による企業開示及び現地会計基準の承認 英語による株主割当増資の適時開示の承認
提案地方公共団体等名	名護市
意見の要点	英語での企業開示を承認することは、グローバル化、ボーダーレス化の時代潮流に合致するものと考え。国際化の流れの中で、国内投資家の投資機会の選択肢を拡げることにもなる。さらには有力な海外発行体を取り込むことにより、日本の証券業界全体の活性化につながると考える。英語での開示を認めないことにより、株主割当増資時において、投資家は新株引受権を放棄させられており、現行制度では却って投資家保護に反する結果となっている。また、英文開示は「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」においても提言されている重要な課題である。
意見に対する回答	<p>法定開示情報は自己責任による投資判断に必要な不可欠な情報であり、その情報について英文の使用を認めることとすると、英文を理解できる投資家のみが情報が開示されることとなり、</p> <ul style="list-style-type: none">) 投資機会の公平性を欠く、) 市場参加者が限定され市場の厚みを欠く、) したがって、価格形成機能が十分に発揮できないこととなる可能性がある <p>ことから、英文による開示書類の使用は適当ではない。</p> <p>しかし、特区に参入する外国会社について、次の方策をとることにより英文を使用した情報開示又は情報提供が可能と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">) 勧誘の対象を特区内に限定することにより、英文による法定開示書類の提出を認める。ただし、この場合は、特区外の投資家を保護する観点から特区外への転売を制限する必要がある。 <p>(注) 特に株券については、転売される可能性が高いことから、転売された場合における被転売者への情報開示が公平に行われるように設計しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">) 現行制度においても、債券の取得について適格機関投資家のみを勧誘の相手方とする場合(「プロ私募」)は、法定開示書類の提出は不要である。 <p>(注1) 適格機関投資家は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者であるため、法定開示書類の提出は不要とされている。</p> <p>(注2) 「プロ私募」制度に、株券等をその対象として拡大することについては、</p>

	<p>「証券市場の改革促進プログラム」(8月6日発表)において検討することとされている。</p> <p>) 外国会社が発行する有価証券を特区に設定されたファンドに取得させることとすれば、法定開示書類の提出は不要となる。</p> <p>(注) 特区内にファンドを設け、外国会社の株券等を当該ファンドに取得させ、当該ファンドの受益証券を一般投資家に取得させることとすれば、当該ファンドの設定者が開示義務者となり、当該外国会社は日本において開示書類を提出する必要はない。</p> <p>なお、株主割当増資の届出書については、株主のみならず一般投資家に対して、株主割当が行われたその情報を提供しようとするものであり、英文の使用を認めることとすると、英文を理解できる投資家のみ情報が開示されることとなり、公平性を欠くこととなる。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>金融庁</p>

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3350
規制改革事項	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売価額)
提案地方公共団体等名	名護市、福岡県
意見の要点	<p>本提案での提出要件の緩和は英文による開示を前提としている。英文の開示情報を許容する投資家を対象としていることに鑑みれば、相当程度の要件緩和は可能ではないか。</p> <p>現行制限金額を超える部分については、特区内の企業及び投資家間の取引に限ること等により、全国的な影響を防ぎつつ、金額基準の緩和を行う余地が無いか検討をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>有価証券届出書の提出を必要とする有価証券の募集又は売出しに係る発行価額又は売価額の総額の金額基準については、発行価額又は売価額の総額が大きいほど、</p> <ul style="list-style-type: none">）発行され、又は売り出される有価証券の数が多くなり、多数の者に譲渡されるおそれが相対的に大きくなること、）投資判断に当たってのディスクロージャー情報の重要性が相対的に大きくなること <p>が考慮され、1億円とされている(平成10年の金融システム改革法において、投資者保護の観点から、金額基準の引下げ(5億円 1億円)が行われたところ)。</p> <p>特区内の企業及び投資家間の取引に限り金額基準を引上げることも、情報開示されないまま大量の有価証券が発行され、特区内の投資家から特区外に転売されたときは、特区外の一般投資家に、投資判断を行うために必要な情報が提供されないこととなるため、投資者保護の観点から金額基準の引上げは困難である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 3 5 1
規制改革事項	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)
提案地方公共団体等名	名護市、福岡県
意見の要点	<p>本提案での提出要件の緩和は英文による開示を前提としている。英文の開示情報を許容する投資家を対象としていることに鑑みれば、相当程度の要件緩和は可能ではないか。</p> <p>現行制限期間を短縮した期間(1年間)の募集については、特区内の企業及び投資家間の取引に限ること等により、全国的な影響を防ぎつつ、期間の短縮を行う余地が無いか検討をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>有価証券届出書提出の要否を判断する基準として過去2年間に行われた当該有価証券の募集に係る発行価額の総額の通算規定があるが、これは、</p> <ul style="list-style-type: none">) 有価証券の募集を数回に分けて行うことによる有価証券届出書提出義務の回避を排除すること、) 積極的に有価証券届出書の提出義務を回避しようとする意図がなくても、実際上一定期間に一定金額以上の有価証券が流通市場に送り込まれた場合には、投資家保護の観点から、有価証券報告書による情報開示が必要であること <p>から設けられたものである。</p> <p>特区内の企業及び投資家間の取引に限り、通算規定の期間を短縮することとしても、情報開示がされないまま大量の有価証券が発行され、特区内の投資家から特区外へ転売されたときは、特区外の一般投資家に、投資判断を行うために必要な情報が提供されないこととなるため、投資家保護の観点から通算期間の短縮は困難である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 4 1 0
規制改革事項	為替取引の銀行以外の者への拡大
提案地方公共団体等名	世田谷区
意見の要点	今回のエコマネーは貨幣との互換性や流通性を前提としていることから、為替取引の対象になりうるので、特区として規制を緩和されたい。銀行がエコマネーを発行する場合においても、銀行の付随業務として該当することが現行法上確約できないことから、特区においてエコマネーの位置付けを明確化する必要がある。
意見に対する回答	<p>顧客との間で為替取引を行うということは、そこに信用関係が発生し、為替取引を営業として行う者が十分に信用がおけなければ、為替取引の利用者は不安定な状況に置かれ、利用者の保護に欠けるとともに、決済システムや経済社会の資金流通に混乱を生じさせることとなる。</p> <p>したがって、銀行法において為替取引は銀行の固有業務と位置付けられているところである。</p> <p>銀行業に付随する業務の取扱いについては、銀行に他業禁止が課されていることに十分留意し、当該業務が銀行業との機能的な親近性やリスクの同質性などの観点によって検討されることとなり、銀行がエコマネーに関して行う業務についてもこうした観点から判断することとなる。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3 4 1 1
規制改革事項	業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者以外への拡大
提案地方公共団体等名	世田谷区
意見の要点	発行者が発行時に発行見合い資金(発行の対価)を利用者から受け取り、かつ、使わなかったエコマネーを発行者が換金する仕組みを用いる場合につき、出資法上の「預り金」の適用除外とすること
意見に対する回答	<p>一般にエコマネーの発行に際し、利用者が参加料や事務手数料、寄付金等の名目で金銭を支払う場合は、発行者とエコマネーの利用者が債権債務関係には立たないものと考えられるため、当該金銭はエコマネーの「対価」には当たらないものと解されるところである。</p> <p>ある行為が出資法違反となるかについては、個別の取引の実態を勘案して捜査当局が判断するものであるが、使わなかったエコマネーを発行者が換金することを約している場合は、当該エコマネーの発行行為が元本の返済を保証した金銭の受入れと解される可能性があり、この場合出資法第2条第1項に抵触するおそれがある。</p> <p>この場合において、業として元本を保証して不特定多数の者から金銭を受け入れること(預り金)につき、法律に特別の規定ある者を除き禁止し、一般大衆の財産の保護を図るという特別刑法たる出資法の趣旨に鑑みると、他の地域では犯罪となり得る預り金行為を特区内において例外的に認めることは、特区内において悪質な預り金行為を行う者の出現を招き、当該区域における住民の財産の保護に欠ける状態を招くおそれがあるため、困難であるものと考えられる。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3500
規制改革事項	ICカード型エコマネーの発行に際する発行保証金の供託義務の緩和
提案地方公共団体等名	世田谷区、石川県
意見の要点	対価を得て発行されるエコマネーに対する、「前払式証票の規制等に関する法律」の適用除外
意見に対する回答	<p>一般にエコマネーの発行に際し、利用者が参加料や事務手数料、寄付金等の名目で金銭を支払う場合は、発行者とエコマネーの利用者が債権債務関係には立たないものと考えられるため、当該金銭はエコマネーの「対価」には当たらないものと解されるところである。</p> <p>金銭支払いに伴うエコマネーの交付により、利用者と発行者が債権債務関係に立つ場合には、当該エコマネーとして発行された証票等は、「前払式証票の規制等に関する法律」上の前払式証票に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>この場合、特区内において発行されるエコマネーと通常の前払式証票の判別は困難であり、特区内において発行される全ての前払式証票について、発行保証金の供託等同法の規制の適用除外とすることは、悪質な前払式証票の発行者の増大を招き、前払式証票の購入者の保護に欠ける状態を招くおそれがあるため、困難であるものと考えられる。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3501
規制改革事項	地域通貨を「前払式証票の規制等に関する法律」の流通期間の制限(6ヶ月)適用除外
提案地方公共団体等名	石川県
意見の要点	地域通貨の利用に際し、「前払式証票の規制等に関する法律」の適用除外とする。
意見に対する回答	<p>一般に地域通貨の発行に際し、利用者が参加料や事務手数料、寄付金等の名目で金銭を支払う場合は、発行者と地域通貨の利用者が債権債務関係には立たないものと考えられるため、当該金銭は地域通貨の「対価」には当たらないものと解されるところである。</p> <p>金銭支払いに伴う地域通貨の交付により、利用者と発行者が債権債務関係に立つ場合には、当該地域通貨として発行された証票等は、「前払式証票の規制等に関する法律」上の前払式証票に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>この場合、特区内において発行される地域通貨と通常の前払式証票の判別は困難であり、特区内において発行される全ての前払式証票について、発行保証金の供託等同法の規制の適用除外とすることは、悪質な前払式証票の発行者の増大を招き、前払式証票の購入者の保護に欠ける状態を招くおそれがあるため、困難であるものと考えられる。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3600
規制改革事項	銀行等による株式保有の制限の緩和
提案地方公共団体等名	東京都
意見の要点	<p>投資事業有限責任組合による手法は限定された手法であり、また、銀行子会社等による取得も直接銀行等が自らの保有資産を運用するものではないことから、有効性に乏しいと考える。</p> <p>銀行、保険会社が株式を保有することは、投資であり、銀行法、保険業法で定められている他業禁止の趣旨には当たらないものとする。</p> <p>今回の特区は、株式取得ができる規定であり、銀行等の経営の健全性は十分確保されている。こうした中で、銀行や保険会社は、保有資産の運用業務において、すでに機関投資家としての役割を果たしており、自らの経営判断により、優良な投資先に対して自由に投資できるようにすべきであり、法律で、上限を一律に制限すべきではない。</p>
意見に対する回答	<p>中小企業等投資事業有限責任組合は、円滑な資金供給を通じた中小企業の自己資本の充実を促進すること等を目的とした「中小企業等投資有限責任組合契約に関する法律」に基づく組合であり、また、子会社を通じてベンチャー企業に投資することは可能としており、これらによる投資は、有効性に乏しいとはいえない。</p> <p>銀行等による議決権の保有制限は、株式に係る議決権の行使を通じた経営参画を予防する措置であり、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るものである。</p> <p>当該規制は、銀行経営の健全性確保の観点から、利益相反防止や他業の有する異種のリスクの波及回避等のため、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の業務範囲制限が逸脱されることを回避するために課している規制である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

管理コード	3601
規制改革事項	保険会社又はその子会社による株式保有の制限の撤廃
提案地方公共団体等名	東京都
意見の要点	<p>投資事業有限責任組合による手法は限定された手法であり、また、銀行子会社等による取得も直接銀行等が自らの保有資産を運用するものではないことから、有効性に乏しいと考える。</p> <p>銀行、保険会社が株式を保有することは、投資であり、銀行法、保険業法で定められている他業禁止の趣旨には当たらないものとする。</p> <p>今回の特区は、株式取得ができる規定であり、銀行等の経営の健全性は十分確保されている。こうした中で、銀行や保険会社は、保有資産の運用業務において、すでに機関投資家としての役割を果たしており、自らの経営判断により、優良な投資先に対して自由に投資できるようにすべきであり、法律で、上限を一律に制限すべきではないと考える。</p>
意見に対する回答	<p>保険会社グループを合算した株式保有制限については、保険会社はその子会社とすることが認められない不動産業、製造業を営む会社等のいわゆる一般事業会社の株式の保険グループによる保有に関しては、</p> <p>保険会社の経営の健全性確保の観点から、保険会社に他業禁止が課せられている趣旨（利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避、保険業に専念することによる効率性の発揮等）の徹底を図るとともに、</p> <p>保険会社の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するために制限を課すこととしたものである。</p> <p>当該規制を緩和し、保険会社の経営の健全性確保等が図られなくなった場合、保険会社は地域を限定することなく保険業を行っているものであり、その影響は全国に及ぶものである。</p> <p>なお、上記規制の趣旨を損なわずにベンチャー企業に投資を行うことを可能とするため、現行規定においては、中小企業等投資事業有限責任組合やベンチャー・キャピタル子会社によるベンチャー企業の株式取得について、可能としている。</p> <p>中小企業等投資事業有限責任組合は、円滑な資金供給を通じた中小企業の自己資本の充実を促進すること等を目的とした「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく組合であり、また、子会社を通じてベンチャー企業に投資することは可能としており、これらによる投資は、有効性に乏しいとはいえない。</p>
担当省庁名	金融庁